

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-169 改0
提出年月日	平成30年3月1日

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所 工事計画審査資料
原子炉格納施設のうち
原子炉格納容器及び原子炉建屋

(添付書類)

V-1 説明書

V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

V-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）

V-1-1-4-7-1 設定根拠に関する説明書（原子炉格納容器）

V-1-1-4-7-2 設定根拠に関する説明書（機器搬入用ハッチ）

V-1-1-4-7-3 設定根拠に関する説明書（所員用エアロック）

V-1-1-4-7-4 設定根拠に関する説明書（サプレッション・チェンバアクセスハッチ）

V-1-1-4-7-5 設定根拠に関する説明書（ベローズ付貫通部）

V-1-1-4-7-6 設定根拠に関する説明書（ベローズなし貫通部）

V-1-1-4-7-7 設定根拠に関する説明書（二重管型）

V-1-1-4-7-8 設定根拠に関する説明書（計装配管貫通部）

V-1-1-4-7-9 設定根拠に関する説明書（電気配線貫通部）

V-1-1-4-7-10 設定根拠に関する説明書（原子炉建屋原子炉棟）

V-5 図面

8 原子炉格納施設

8.1 原子炉格納容器

- 原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（1/3）
【第8-1-1図】
- 原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（2/3）
【第8-1-2図】
- 原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の配置を明示した図面（3/3）
【第8-1-3図】

8.1.1 原子炉格納容器本体

- 原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器（格納容器本体）の構造図
原子炉格納容器本体
【「原子炉格納容器本体」は、昭和51年5月12日付け建建発第30号にて届け出した工事計画書の添付図面「第1図 原子炉格納容器全体図」による】

8.1.2 機器搬出入口

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器（機器搬出入口）の構造図
機器搬入用ハッチ
【「機器搬入用ハッチ」は、昭和49年8月8日付け建建発第63号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-7図 イクイPMENTハッチ構造図」による】

8.1.3 エアロック

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器（エアロック）の構造図
所員用エアロック
【「所員用エアロック」は、昭和47年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-6図 パーソネルロック構造図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器（エアロック）の構造図
サプレッション・チェンバアクセスハッチ
【「サプレッション・チェンバアクセスハッチ」は、昭和51年5月12日付け建建発第30号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2図 サプレッションチェンバアクセスハッチ構造図」による】

8.1.4 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）に係る機器の配置を明示した図面
【第8-1-4-1図】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-18A, B, C, D
【「X-18A, B, C, D」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-25図 ドライウェル貫通部詳細図（10）」及び昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-1図 配管貫通部構造図（その1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-17A, B
【「X-17A, B」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-25図 ドライウェル貫通部詳細図（10）」及び昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-20
【「X-20」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウェル貫通部詳細図（1）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-6
 【「X-6」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-8
 【「X-8」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-12A
 【「X-12A」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-12B,C
 【「X-12B,C」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-25図 ドライウエル貫通部詳細図（10）」及び昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-19A,B
 【「X-19A,B」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-21
 【「X-21」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-2
 【「X-2」は、昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」及び昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-14
 【「X-14」は、昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」及び昭和62年2月26日付け62資庁第666号にて認可された工事計画書の添付図面「第2図 原子炉格納容器貫通部 X-14 構造図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-22
 【「X-22」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-25図 ドライウエル貫通部詳細図（10）」及び昭和50年3月13日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-2図 配管貫通部構造図（その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-31
 【「X-31」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-34
 【「X-34」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-35
 【「X-35」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-32
 【「X-32」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-36
 【「X-36」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-3
 【「X-3」は、昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-53
 【「X-53」は、昭和52年9月22日付け52資庁第10471号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-79
 【「X-79」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-80
 【「X-80」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-11A, B
 【「X-11A, B」は、昭和 52 年 9 月 22 日付け 49 資庁第 20564 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-2 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-26
 【「X-26」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-47
 【「X-47」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-48
 【「X-48」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-59
 【「X-59」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-4
 【「X-4」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-7
 【「X-7」は、昭和 52 年 9 月 22 日付け 49 資庁第 20564 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-2 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-49
 【「X-49」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-63
 【「X-63」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-5
 【「X-5」は、昭和 48 年 4 月 9 日付け 47 第 12076 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-20 図 ドライウエル貫通部詳細図（7/9）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-33
 【「X-33」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-46
 【「X-46」は、昭和 48 年 4 月 9 日付け 47 第 12076 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-20 図 ドライウエル貫通部詳細図（7/9）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-25A, B
【「X-25A, B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-200A, B
【「X-200A, B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-23
【「X-23」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-6 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図 (2)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-24
【「X-24」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-6 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図 (2)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-78
【「X-78」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-6 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図 (2)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-201A, B
【「X-201A, B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-202A, B
【「X-202A, B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-77
【「X-77」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-6 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図 (2)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-203
【「X-203」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-4 図 ドライウェル貫通部詳細図 (2)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-81
【「X-81」は、昭和 49 年 7 月 22 日付け 49 資庁第 14001 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-5 図 ドライウェル貫通部詳細図 (3)」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-56
【第 8-1-4-2 図】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-52A, B
【「X-52A, B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-57
【第 8-1-4-3 図】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-58
 【「X-58」は、昭和52年9月22日付け52資庁第10471号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」及び「第5-2図 配管貫通部構造図（その3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-60
 【「X-60」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-62
 【「X-62」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-107B
 【「X-107B」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-4図 ドライウエル貫通部詳細図（2）」及び昭和61年3月5日付け61資庁第11号にて認可された工事計画書の添付図面「第6図 原子炉格納容器配管貫通部 X-107B 構造図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-13
 【「X-13」は、昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」及び「第2-3図 配管貫通部構造図（その3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-55
 【「X-55」は、昭和52年9月22日付け52資庁第10471号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-76
 【「X-76」は、昭和52年9月22日付け52資庁第10471号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」及び「第5-2図 配管貫通部構造図（その3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-29D
 【「X-29D」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」及び昭和62年2月26日付け62資庁第666号にて認可された工事計画書の添付図面「第3図 原子炉格納容器貫通部 X-29D 構造図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-43
 【「X-43」は、昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」及び「第2-3図 配管貫通部構造図（その3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-9A, B, C, D
 【「X-9A, B, C, D」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第8図 ドライウエル貫通部詳細図（8）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-10A, B, C, D
【「X-10A, B, C, D」は、昭和 49 年 6 月 17 日付け建建発第 28 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 8 図 ドライウエル貫通部詳細図（8）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-67
【「X-67」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-5 図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-29A, B
【「X-29A, B」は、昭和 49 年 6 月 17 日付け建建発第 28 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 2-16 図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-29C
【第 8-1-4-4 図】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-30
【「X-30」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-38
【「X-38」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-39
【「X-39」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-44A, C, D
【「X-44A, C, D」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-54C, D
【「X-54C, D」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-66B
【「X-66B」は、昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届け出した工事計画書の添付図面「第 9-3 図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-40
【「X-40」は、昭和 48 年 4 月 9 日付け 47 公第 12076 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-20 図 ドライウエル貫通部詳細図（7/9）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-41A, B
【「X-41A, B」は、昭和 48 年 4 月 9 日付け 47 公第 12076 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-16 図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-42
【「X-42」は、昭和 48 年 4 月 9 日付け 47 公第 12076 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 2-20 図 ドライウエル貫通部詳細図（7/9）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-44B
 【「X-44B」は、昭和49年6月17日付け建建第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-26図 ドライウエル貫通部詳細図（11）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-54A, B
 【「X-54A, B」は、昭和49年6月17日付け建建第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-26図 ドライウエル貫通部詳細図（11）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-66A
 【「X-66A」は、昭和49年6月17日付け建建第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-26図 ドライウエル貫通部詳細図（11）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-87
 【「X-87」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-88
 【第8-1-4-5図】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-89
 【「X-89」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-90
 【「X-90」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-69A, B
 【「X-69A, B」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-71A, B
 【「X-71A, B」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-37A
 【第8-1-4-6図】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-37B
 【「X-37B」は、昭和52年9月22日付け49資庁第20564号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-2図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-64A, B, C, D
 【「X-64A, B, C, D」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-70
 【「X-70」は、昭和51年11月27日付け建建第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-65
 【「X-65」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-68
 【「X-68」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-82
 【「X-82」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-83
 【「X-83」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-6図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-73
 【「X-73」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-74
 【「X-74」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-75
 【「X-75」は、昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図
 X-27A, B, C, D, E, F
 【「X-27A, B, C, D, E, F」は、昭和49年7月22日付け49資庁第14001号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-5図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-84A, B, C, D
 【「X-84A, B, C, D」は、昭和49年7月22日付け49資庁第14001号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-5図 ドライウエル構造図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-85A, B
 【「X-85A, B」は、昭和49年7月22日付け49資庁第14001号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-5図 ドライウエル構造図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-86A, B, C, D
 【「X-86A, B, C, D」は、昭和49年7月22日付け49資庁第14001号にて認可された工事計画書の添付図面「第2-5図 ドライウエル構造図（3）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-101A, B, C, D
 【第8-1-4-7図】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-100A
 【「X-100A」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-19図 ドライウエル貫通部詳細図（6）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-100C
 【「X-100C」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-18図 ドライウエル貫通部詳細図（5）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-103
 【「X-103」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-16図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-100B
 【「X-100B」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-18図 ドライウエル貫通部詳細図（5）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-100D
 【「X-100D」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-19図 ドライウエル貫通部詳細図（6）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-102A
 【「X-102A」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-102B
 【「X-102B」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-18図 ドライウエル貫通部詳細図（5）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-104A
 【「X-104A」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-19図 ドライウエル貫通部詳細図（6）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-104C
 【「X-104C」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-18図 ドライウエル貫通部詳細図（5）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-105A
 【「X-105A」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-16図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-104B
 【「X-104B」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-18図 ドライウエル貫通部詳細図（5）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-104D
 【「X-104D」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-16図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-105B
 【「X-105B」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-4図 ドライウエル貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-105D
 【「X-105D」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-3図 ドライウエル貫通部詳細図（1）」による】

- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-105C
 【「X-105C」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-16図 ドライウエル貫通部詳細図（3）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-106A
 【「X-106A」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-4図 ドライウエル貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-106B
 【「X-106B」は、昭和49年6月17日付け建建発第28号にて届け出した工事計画書の添付図面「第2-19図 ドライウエル貫通部詳細図（6）」及び昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-107A
 【「X-107A」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-4図 ドライウエル貫通部詳細図（2）」による】
- ・原子炉格納施設 原子炉格納容器（配管貫通部及び電気配線貫通部）の構造図 X-230
 【「X-230」は、昭和51年1月28日付け50資庁第13182号にて認可された工事計画書の添付図面「第3-2図 格納容器貫通部構造図（電線ケーブル用 その2）」及び昭和51年11月27日付け建建発第112号にて届け出した工事計画書の添付図面「第9-5図 サプレッションチェンバ貫通部詳細図」による】

V-1-1-4-7-1 設定根拠に関する説明書

(原子炉格納容器)

名 称		原子炉格納容器
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620 (内圧) /14 (外圧)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200 (ドライウエル) 104.5, 200 (サプレッション・チェンバ)
設 計 漏 え い 率	%/d	0.5 以下 (常温, 空気又は窒素, 最高使用圧力の 0.9 倍に等しい圧力において)
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

・設計基準対象施設

原子炉格納容器は設計基準対象施設として原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に原子炉格納施設のうち原子炉格納容器として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、重大事故等時における圧力、温度にて原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用する。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（格納容器スプレイ冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（サプレッション・プール冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の

収束に必要なとなる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（代替循環冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（原子炉隔離時冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（高圧代替注水系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉圧力容器又はサブプレッション・チェンバを水源とした残留熱除去系ポンプにより残留熱除去系熱交換器、残留熱除去系配管を介して原子炉冷却材を冷却することにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設計とする。

原子炉格納容器（サブプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサブプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（格納容器圧力逃がし装置）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の気体を格納容器圧力逃がし装置を介して大気へ放出することにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（耐圧強化ベント系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生じるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。

系統構成は、原子炉格納容器内の気体を耐圧強化ベントを介して大気へ放出することにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧炉心スプレイ系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（低圧炉心スプレイ系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉隔離時冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（低圧注水系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故

等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（高圧代替注水系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。

重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（代替循環冷却系）として使用する原子炉格納容器は、以下の機能を有する。

原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。

系統構成は、水源とするサプレッション・チェンバが設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給できる設計とする。

1. 最高使用圧力の設定根拠

1.1 最高使用圧力 310 kPa（内圧）

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画の添付書類「Ⅲ-2-1 原子炉格納容器の設計条件に関する説明書」において原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の応答解析でのドライウエルの最高圧力が kPa であることから、 kPa を回る 310 kPa とする。

1.2 最高使用圧力 620 kPa（内圧）

原子炉格納容器を重大事故等時ににおいて使用する場合は、重大事故等時の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）で原子炉格納容器圧力が最大となる事故シーケンスグループである雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）において kPa であることから、 kPa を上回る 620 kPa とする。

1.3 最高使用圧力 14 kPa (外圧)

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の最高使用圧力(外圧)は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画の添付書類「Ⅲ-2-1 原子炉格納容器の設計条件に関する説明書」において、原子炉格納容器の外面に過大な外圧が作用しないように設けている真空破壊装置の動作圧力である14 kPaとする。

2. 最高使用温度の設定根拠

2.1 最高使用温度 171 °C (ドライウエル)

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器(ドライウエル)の最高使用温度は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画の添付書類「Ⅲ-2-1 原子炉格納容器の設計条件に関する説明書」において原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の応答解析でのドライウエルの最高温度が□°Cとなることから□°Cを上回る171 °Cとする。

2.2 最高使用温度 200 °C (ドライウエル)

原子炉格納容器(ドライウエル)を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請添付書類十)で原子炉格納容器(ドライウエル)の壁面温度が最大となる事故シーケンスグループである雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)において157 °Cであることから、157 °Cを上回る200 °Cとする。

2.3 最高使用温度 104.5 °C (サプレッション・チェンバ)

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)の最高使用温度は、昭和48年4月9日付け47公第12076号にて認可された工事計画の添付書類「Ⅲ-2-1 原子炉格納容器の設計条件に関する説明書」において原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器の応答解析でのサプレッション・チェンバの最高温度が□°Cとなることから□°Cを上回る104.5 °Cとする。

2.4 最高使用温度 200 °C (サプレッション・チェンバ)

原子炉格納容器(ドライウエル)を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時の有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請添付書類十)で原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)温度が最大となる事故シーケンスグループである高圧・低圧注水機能喪失において□°Cであることから、□°Cを上回る200 °Cとする。

3. 設計漏えい率の設定根拠

設計基準対象施設として使用する原子炉格納容器の設計漏えい率の設定根拠については、原子炉格納施設によって設計基準事故時の実効線量を周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくリスクを与えない値以下にできる設計値である設計漏えい率 0.5 %/d 以下とする。

原子炉格納容器を重大事故等時において使用する場合の漏えい率は、設計基準対象施設における常温、最高使用圧力の 0.9 倍に等しい圧力において原子炉格納容器内空気重量の 0.5 %/d 以下を、適切に割増しして評価に使用しており、漏えい率の算出について原子炉格納容器圧力が 0.9 Pd より大きい場合の流体条件として差圧流及び圧縮性流体の層流・乱流の状態を考慮し、得られる値の最大値を用いて評価し、被ばく評価に問題となることがないことを確認していることから、設計基準対象施設として使用する設計漏えい率と同じ 0.5 %/d 以下とする。

4. 個数の設定根拠

設計基準対象施設としての原子炉格納容器は、原子炉冷却材喪失時等に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために必要な個数である 1 個設置する。

重大事故等時に使用する原子炉格納容器は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-7-2 設定根拠に関する説明書

(機器搬入用ハッチ)

名 称		機器搬入用ハッチ
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620 (内圧) /14 (外圧)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 機器搬入用ハッチは原子炉格納容器内の点検，補修作業における機器の搬出入に使用するために設置する。また，原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり，かつ，放射性物質の拡散に対する障壁を形成し，その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に，原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（機器搬出入口）として使用する機器搬入用ハッチは以下の機能を有する。 <p>機器搬入用ハッチは，重大事故等時における圧力，温度にて原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する機器搬入用ハッチの最高使用圧力（内圧）は，原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ 310 kPa とする。また，最高使用圧力（外圧）は原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ 14 kPa とする。</p> <p>機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力（内圧）は，重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力と同じ 620 kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する機器搬入用ハッチの最高使用温度は，原子炉格納容器の最高使用温度と同じ 171 ℃ に設定する。</p> <p>機器搬入用ハッチを重大事故等時において使用する場合の温度は，重大事故等時における原子炉格納容器の使用温度と同じ 200 ℃ とする。</p>		

3. 個数の設定根拠

機器搬入用ハッチは，設計基準対象施設として1個設置する。

重大事故等時に使用する機器搬入用ハッチは，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-7-3 設定根拠に関する説明書

(所員用エアロック)

名 称		所員用エアロック
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620 (内圧) /14 (外圧)
最 高 使 用 温 度	℃	171, 200
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>所員用エアロックは原子炉格納容器内機器の点検，補修作業の際に使用するとともに緊急時の出入りを容易にするために設置する。また，原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり，かつ，放射性物質の拡散に対する障壁を形成し，その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に，原子炉格納施設のうち原子炉格納容器（エアロック）として使用する所員用エアロックは以下の機能を有する。</p> <p>所員用エアロックは，重大事故等時における圧力，温度にて原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する所員用エアロックの最高使用圧力（内圧）は，原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310 kPaとする。また，最高使用圧力（外圧）は原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14 kPaとする。</p> <p>所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は，重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力と同じ620 kPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する所員用エアロックの最高使用温度は，原子炉格納容器の最高使用温度と同じ171℃とする。</p> <p>所員用エアロックを重大事故等時において使用する場合の温度は，重大事故等時における原子炉格納容器の使用温度と同じ200℃とする。</p>		

3. 個数の設定根拠

所員用エアロックは，設計基準対象施設として1個設置する。

重大事故等時に使用する所員用エアロックは，設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-7-4 設定根拠に関する説明書
(サプレッション・チェンバアクセスハッチ)

名 称		サプレッション・チェンバアクセスハッチ
最 高 使 用 圧 力	kPa	310, 620 (内圧) /14 (外圧)
最 高 使 用 温 度	℃	104.5, 200
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>サプレッション・チェンバアクセスハッチは原子炉格納容器内の点検，補修作業における機器の搬出入に使用するために設けられている。また，原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり，かつ，放射性物質の拡散に対する障壁を形成し，その放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に，原子炉格納施設のうち，原子炉格納容器（エアロック）として使用するサプレッション・チェンバアクセスハッチは以下の機能を有する。</p> <p>サプレッション・チェンバアクセスハッチは，重大事故等時における圧力，温度にて原子炉冷却材喪失時の圧力障壁及び放射性物質の拡散に対する障壁として使用する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するサプレッション・チェンバアクセスハッチの最高使用圧力（内圧）は，原子炉格納容器の最高使用圧力（内圧）と同じ310 kPa に，最高使用圧力（外圧）は原子炉格納容器の最高使用圧力（外圧）と同じ14 kPa とする。</p> <p>サプレッション・チェンバアクセスハッチを重大事故等時において使用する場合の圧力（内圧）は，原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力と同じ620 kPa とする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用するサプレッション・チェンバアクセスハッチの最高使用温度は，原子炉格納容器（サプレッション・チェンバ）の最高使用温度と同じ104.5 ℃とする。</p> <p>サプレッション・チェンバアクセスハッチを重大事故等時において使用する場合の温度は，原子炉格納容器の重大事故等時における使用温度と同じ200 ℃とする。</p>		

3. 個数の設定根拠

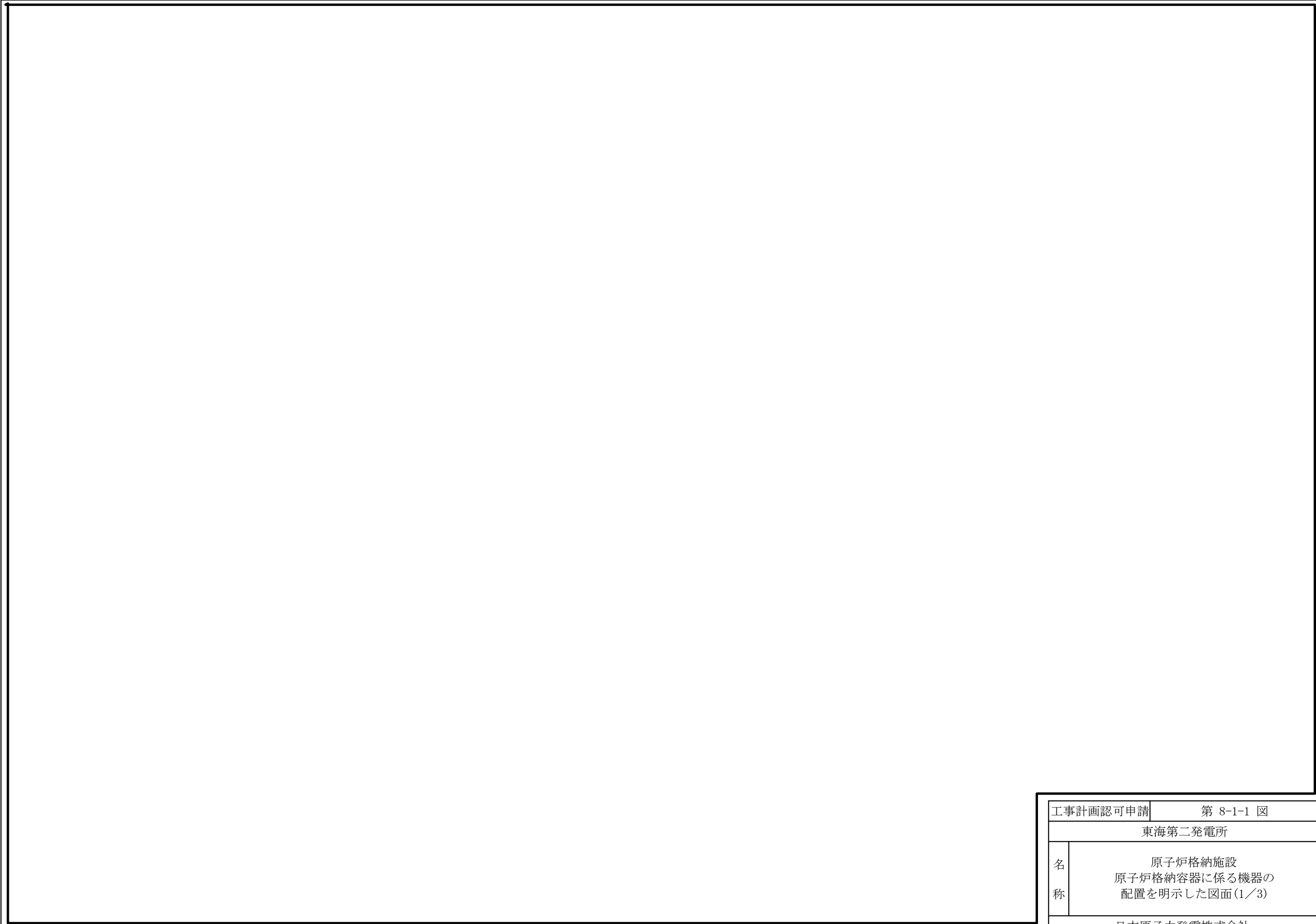
サプレッション・チェンバアクセスハッチは、設計基準対象施設として1個設置する。

重大事故等時に使用するサプレッション・チェンバアクセスハッチは、設計基準対象施設として1個設置ものを重大事故等対処設備として使用する。

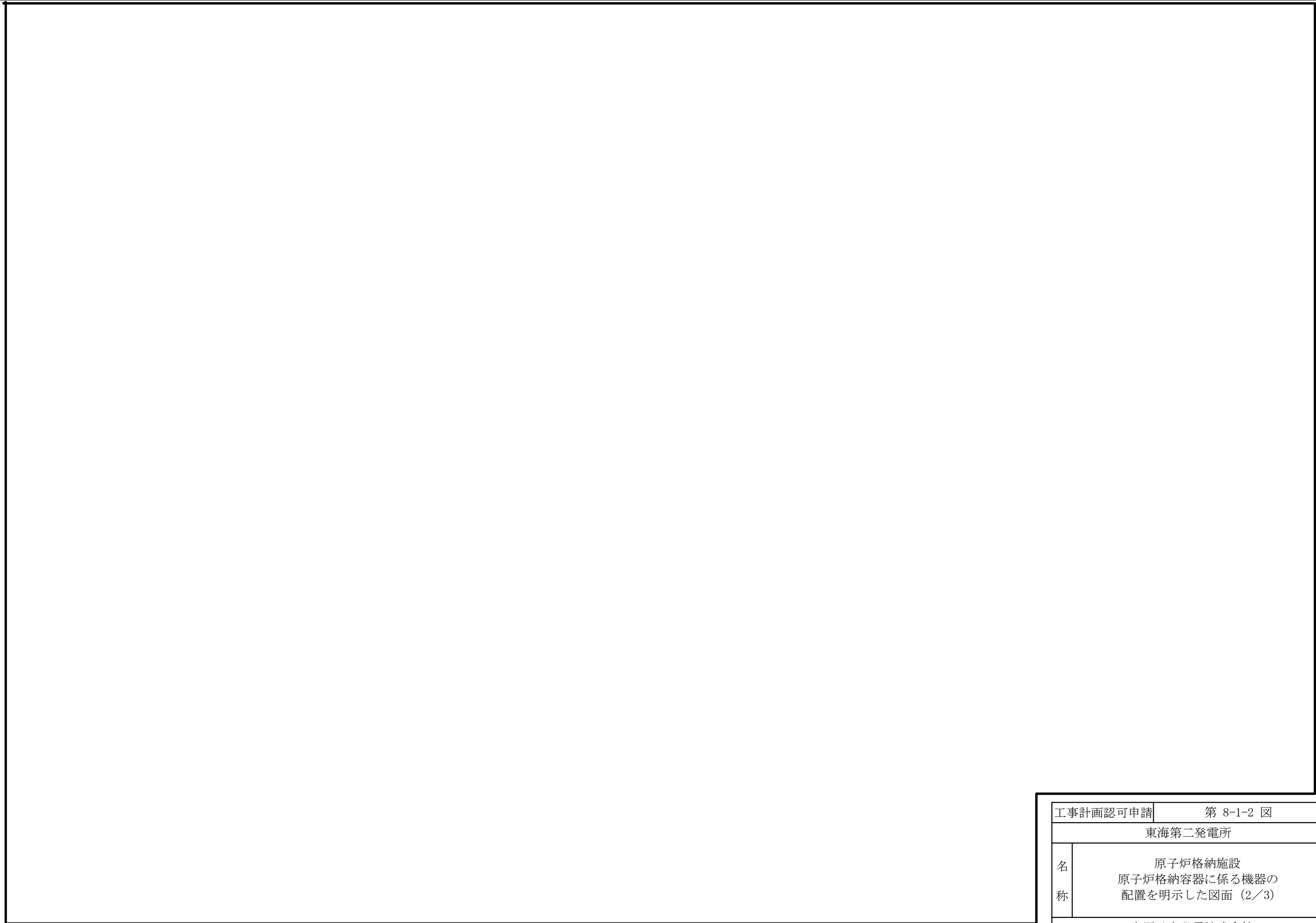
V-1-1-4-7-10 設定根拠に関する説明書

(原子炉建屋原子炉棟)

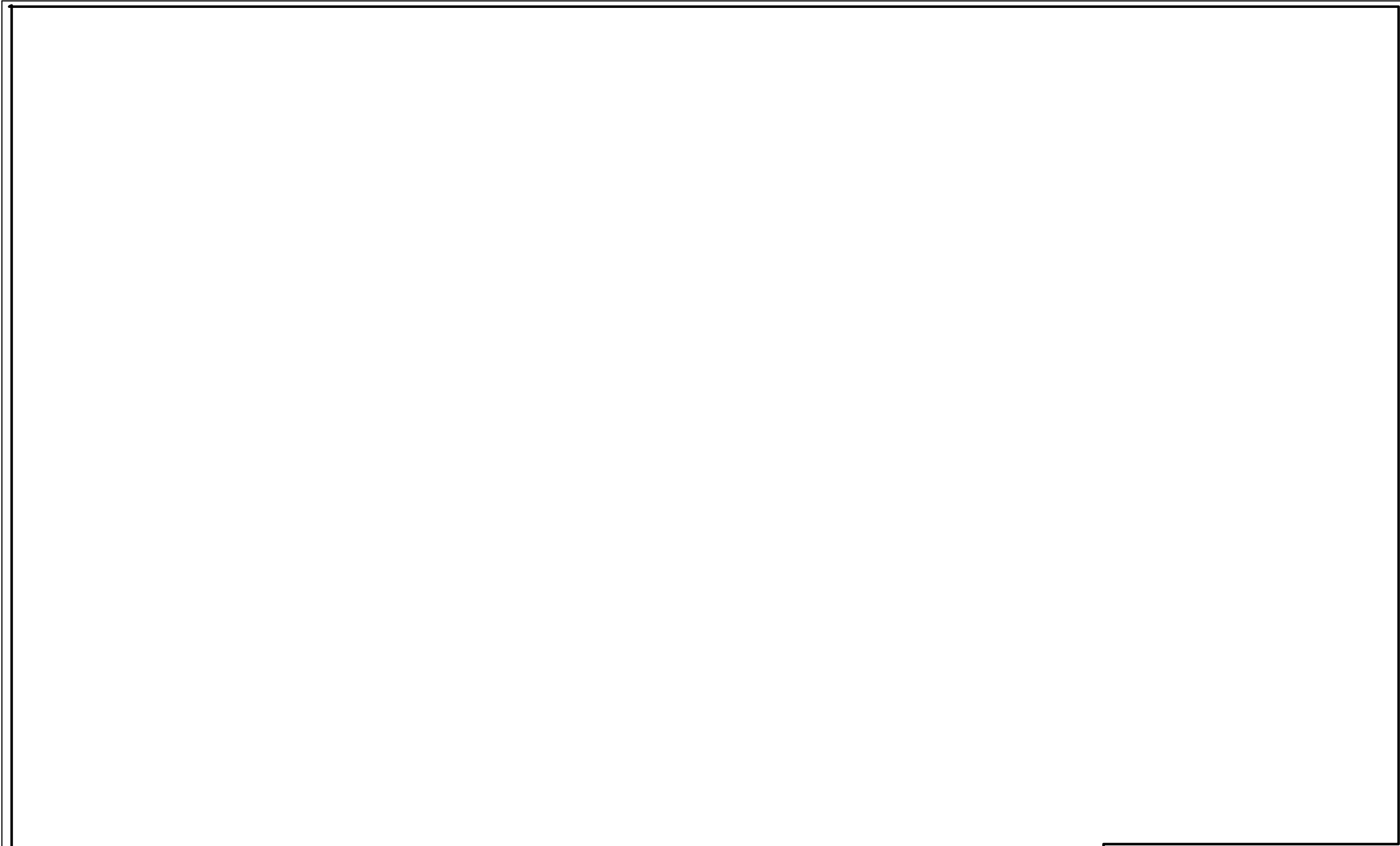
名 称		原子炉建屋原子炉棟	
個	数	—	1
<p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>原子炉建屋原子炉棟は、設計基準対象施設として放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために設置する。</p> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する原子炉建屋原子炉棟は、以下の機能を有する。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、炉心の著しい損傷が生じた場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合に、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、水素爆発を防止するために設置する静的触媒式水素再結合器及び原子炉建屋ガス処理系へ水素を導くため、原子炉建屋原子炉棟を流路として使用できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が原子炉制御室にとどまるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を、原子炉建屋ガス処理系にて再循環又は排気することにより中央制御室の運転員の被ばくを低減するため、原子炉建屋原子炉棟を流路として使用できる設計とする。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、設計基準対象施設として放射性物質の拡散に対する障壁を形成し、放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制するために1個設置する。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			



工事計画認可申請	第 8-1-1 図
東海第二発電所	
名称	原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の 配置を明示した図面(1/3)
日本原子力発電株式会社	
8227	



工事計画認可申請	第 8-1-2 図
東海第二発電所	
名称	原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の 配置を明示した図面 (2/3)
日本原子力発電株式会社	
8228	



工事計画認可申請	第 8-1-3 図
東海第二発電所	
名 称	原子炉格納施設 原子炉格納容器に係る機器の 配置を明示した図面 (3/3)
日本原子力発電株式会社	
8228	